

出國報告

(出國類別：參與具公務性質之會議)

精神鑑定對判決之影響以社會心理學觀點出發

服務機關：國立中正大學犯罪防治系

姓名職稱：戴伸峰 副教授

派赴國家：日本

出國期間：中華民國 104 年 9 月 24 日至 27 日

報告日期：中華民國 104 年 9 月 24 日至 27 日

摘要

本次參加日本犯罪心理學會第 53 次大會暨論文發表會之主要目的有二：9 月 26 日下午 13:30-16:00，代表中正大學參與由東北大學文學研究科阿部恆之教授主辦之「震災與犯罪心理」圓桌討論會議之發表人，發表題目為「東日本大震災對中華民國的影響(東日本大震災が臺灣に及ぼす影響について)」及與談人，以及參加 9 月 27 日上午 09:30-10:45 之「法制法務問題小組」論文發表，發表題目為「精神鑑定對判決之影響以社會心理學觀點出發(精神鑑定が裁判に及ぼす影響に関する社会心理学的研究)」。兩場次發表皆順利完成，會場並有多名學者提問交流，會後並針對中華民國以及中正大學之犯罪防治議題進行合同研究平台創建可能性評估，成果豐碩。

目次	
封面.....	1
摘要.....	2
目次.....	3
本文 目的.....	4
過程.....	6
心得與建議.....	6
附件一 精神鑑定が裁判に及ぼす影響に関する社会心理学的研究の論 文抄録.....	8
附件二 「東日本大震災が台湾に及ぼす影響について」発表資料.....	10
附件三 照片.....	12

本文

目的

「日本犯罪心理學會」為日本針對犯罪心理學以及犯罪領域實務問題所設立之國際性綜合學會。與日本其他心理學會不同，日本犯罪心理學會並非隸屬於日本心理學會下轄，而是直接設立，具有犯罪心理研究之超然性。日本犯罪心理學會創立於 1947 年，在多年耕耘下，日本心理學會已經成長為會員數接近 8000 人，其會員出身涵蓋學界（法律學、心理學、臨床心理學、犯罪學、犯罪社會學、社會工作學、社會福祉學、醫學、警察學等各專業學術研究人員或大學教授）、法學實務界（法官、檢察官、各級法院事務官、刑務所法務技官、鑑別所法務技官、保護設施法務技官）、社會福祉及厚生福利實務界（保養機構、戒治中心）。此外更特殊的為，日本犯罪心理學會成員中有許多來自於「日本科學警察研究所」以及「日本各地方政府科學警察研究機構」，此兩類機構在中華民國並未設立，主要乃針對警察於辦案或是鑑識方面的科學化養成以及精進破案技巧、掌握最新破案科技、國際刑案交流等工作為主。堪稱為日本國內最為菁英的警察最前端辦案人員以及研究員。

職於 2001 年自日本留學，就讀日本東北大學以來，本著學術本位發表的立場，連續 14 年參加日本犯罪心理學會，並於大會發表個人著作論文，於本學會中已有深厚之耕耘基礎以及研究人際聯結。

本次參與日本犯罪心理學年會第 53 回大會最主要之目的之一在發表職於本

學年度上半期，針對中華民國地區近年來頻繁發生的重大無差別殺人事件在其判決過程中出現法官判決結果與一般市民期待結果有重大落差的現象，此等落差在媒體的渲染下，成為「精神鑑定干涉法庭審判」之刻板印象，導致一般市民對於精神鑑定污名化現象日益嚴重，亦出現一般市民對於精神鑑定結果以及相關人員專業性判斷的重大障礙，因此本次參與學會主要以「精神鑑定對判決之影響以社會心理學觀點出發(精神鑑定が裁判に及ぼす影響に関する社会心理学的研究)」為題目，進行 15 分鐘之日文口頭論文發表，並參加小組圓桌討論會議。會中與日本學者進行熱烈討論以及意見交換，亦能夠知道日本在相關議題上透過「觀審制」、「限定陪審制」的落實以及法科大學校設立的法律專業開放化，讓一般市民能夠更親近法律，不畏懼法律審判，從而獲得對法律專業更清楚的認知以及支持。

第二項主要目的為參與由日本東北大學教授阿部恆之所舉辦之「震災與犯罪：圓桌討論會(震災と犯罪 ミニ・シンポジウム)」並擔任論文發表以及會議小總結之與談工作。此項小組討論乃日本於 2011 年 3 月 11 日發生芮氏規模 9.0 之東日本大地震後所引致之相關討論議題。自媒體報導可以發現，日本人民在震災發生後，井然有序的避難、充滿耐心的等待救援以及支援物資，並沒有出現類似海地大地震或是中華人民共和國四川省汶川大地震後之治安崩壞、社會劫掠事件，其平穩之社會治安狀況，一時間備受世界其他國家稱頌，。

然經阿部恆之教授研究發現：中華民國於 1999 年 9 月 21 日發生震撼全中華民國之百年強震 921 大地震，其後續重建亦沒有發生社會解組或是規範蕩然之

脫序現象，相反的，中華民國社會與日本社會都本著「人飢己飢、人溺己溺」之精神，快速完成重建，並建立優良的人際互助經驗。本次研討會主要之報告以及分享重點便為從社會心理學角度分析中華民國與日本在面對地震災害後之社會結構變化以及受災戶、非受災戶之心理轉折階段研究。

過程

本次參與學會發表過程順利，職於 2015 年 5 月 8 日前先完成網路報名，並於 6 月 12 日取得發表許可以及邀請函後開始籌辦本次的發表，並於 9 月 1 日前將發表論文全文（如附件一），寄至日本犯罪心理學會論文發表審核部完成所有程序。另外於 8 月下旬，收執來自東北大學文學研究科教授阿部恆之之緊急邀請函，協助代為主持阿部教授於本次犯自心理學年會所舉辦之「震災與犯罪：圓桌討論會（震災と犯罪 ミニ・シンポジウム）」並擔任論文發表以及會議小總結之與談工作。此項工作亦增添職本次赴日發表之重要性。赴日過程尚稱順利，唯有於本校校內請假時遭遇難關，請假單多次被退，請假系統僵化不通人情，為本次發表唯一缺點。

赴日後，職於預定發表時間地點完成發表，並於會場與多國人士交流，成果豐碩。其中兩場論文發表皆獲得約超過 50 位日本各界專業犯罪學研究領域學者親臨與會，並且於會後討論時多所舉手發問，對於介紹中華民國之犯罪研究現況，成效卓著。

心得與建議

中華民國與日本，一水帶隔，如唇如齒，寒暖相依。尤以現下中華民國學術界著重歐羅巴洲以及美利堅洲，凡以歐羅巴洲以及美利堅洲為師，證諸學說論點，皆以西方歐羅巴洲與美利堅洲為上。然，日本與中華民國根源於儒家文化，人民心理素質亦近，社會問題狀況亦如手足翻版，故以有效引入日本學術研究做為中華民國他山之石，方可收廣收智識、兼容並蓄之效。

本次論文發表後之心得及建議，乃建議未來可加強與日本方面之交流，建立犯罪心理研究合同研究平台，廣泛進行學生以及教授之交流，定期發表泛東方文化之犯罪心理議題論文，藉以提高中華民國以及日本之研究學術水準，分享彼此資源，以收更為傑出之研究綜效。

精神鑑定が裁判に及ぼす影響に関する社会心理学的研究

○* 戴伸峰

* (台湾国立中正大学犯罪抑制学科)

問題と目的 2014年5月21日、今まで治安に対して自信を持ってきた台北の地下鉄で、台湾社会を震撼させた無差別殺人事件が発生した。21歳の大学2年生である鄭容疑者は2本の包丁で、台北の地下鉄板南線の車両と駅の中で、次々と乗客を刺し、4人死亡、21人重軽傷を負う犯行を犯した。今までのない治安事件であるため、鄭容疑者の犯行動機や精神状態をより正確に捉えられるように、彼に対する精神鑑定が行われた。精神鑑定の結果について、鄭容疑者は「心理的な病を持っている可能性が否定しかねる」と判断され、一般市民の間に大きな反論を及んできた。台湾の法体系では、刑法第19条より精神状態が不安定または心理的な病(精神耗弱、心神喪失)を持つ犯罪者には刑の免除や減刑などの処置がある。こうした条文について、台湾の一般市民は精神鑑定に対し、刑罰を逃れる手段として誤解しているようである(法務部、2015)。法務部の資料によると、2012年から2014年まで、419件の刑事裁判に関する428件の精神鑑定に対し、裁判官は402件の結果を承認したことが明らかになった。こうした一般市民と裁判官の間に、精神鑑定に関する態度の相違は一般市民における法体系に対する不信を高めると考えられる(中正大学犯罪研究センター、2015)。しかし、専門家の間でも精神鑑定が法体系に及ぼす影響に対し、必ずしも一致している立場を持っているとは限らない。その故、本研究では精神鑑定が裁判に及ぼす影響に対する台湾の専門家及び実務家の態度に焦点を当て、質問紙調査を行い、その関係を明らかにすることを目的とする。

研究方法

精神鑑定の専門家に対するインタビュー

我々は質問紙を作成するに当たって、精神鑑定の専門家(王偉鋼さん、男性)にインタビューを行った。彼は台湾司法精神医学センターの主任であり、刑事事件に関する精神鑑定歴は16年ある。王先生の話によると、犯罪者に対する精神鑑定は裁判の結果に大きな影響を与えるため、鑑定に関わる専門家は犯罪者の資料を

極めて慎重で判断するという。しかし、ほとんどの一般市民はマスメディアから犯罪者に関する資料を入手し、こうした資料はメディアの報道により傾いており、過激な表現などで視聴者の恐怖心や憤りを喚起させることがよく見られる。その故、視聴者は犯罪者に対して敵意を抱き、ネガティブな印象を持っているため、より厳しい処罰を望んでいると考えられる。

法律専門家に対するインタビュー 本研究では、台湾中正大学犯罪抑制学科の馬躍中准教授にインタビューをしてもらい、台湾の刑法によれば、精神鑑定の結果の採用はすべて裁判官の権限にあると馬先生が指摘した。また、裁判官は判決書の中に精神鑑定の結果を採用するか退却するかについての理由を書かなければいけないが、詳しい説明をする必要がないというのは現状である、とも指摘した。

調査対象者および調査期間 本研究では精神鑑定が法体系に及ぼす影響に対する態度及びその影響要因を分析するために、国立政治大学、中山医学大学、国立中正大学、国立成功大学の協力を得て、学友名簿から700名を抽出し回答を求め、そのうち479名(男性320名で、女性159名)から回答を得た(有効回収率68.43%)。

測定項目の作成 先行研究および王先生のインタビューの結果によって、我々は調査票の内容について、デモグラフィック特性を含め、法体系に関する公正世界の信奉、敵意認知、共感、裁判に対する態度の5部分があると考えられる。まず、先行研究および専門家に対するインタビューの結果によって、精神鑑定が裁判に及ぼす影響に対する態度では、回答者に法律または心理学に関する専門知識の有無が大きく影響すると考えられるため、ここではデモグラフィック特性として性別、仕事の内容(心理関連内容と法律関連内容の割合)を尋ねることにした。法体系に関する公正世界の信奉については、Lucas, T., Zhdanova, L., & Alexander, S. (2011)が作成したDJW(Distributive Just World)に基づき現行の法体系の公正性に関する12項目を作成した。敵意認知については

Homant R. J., and Kennedy, D.B.(2003)が作成した Hostile Attribution Scale に基づき人間関係の葛藤に対する敵意の認知に関する 12 項目を作成した。共感については Spreng, McKinnon, Mar, & Levine(2009)が作成した The Toronto Empathy Questionnaire に基づき情緒的な共感を測定する 10 項目を作成した。最後に、裁判に対する態度について、本研究では王先生のインタビューの結果に基づき、「精神鑑定によって裁判の結果は一般市民の期待を外れる」と設定し、14 の項目を作成した。デモグラフィック特性に関する項目を除いて、他の調査票に関する全ての項目は「まったくなかった(1)~よくあった(4)」の 4 件法で回答をしてもらった。

研究結果

法体系に関する公正世界の信奉 これを測定する 12 項目に対し、探索的因子分析(主成分分析、オブリミン回転、固有値 1)をしたところ、3 因子が最もまとまりの良い因子構造を示した。しかし、理論的カテゴリーの一部しか再現されなかったため、両者を考量して「過寛容による不公正感」「正義の信奉」「対応的な応報」を新たな 3 次元とした。AMOS による確証的因子分析によって、これらの次元の適合度がほぼ満足すべき水準であることが確認された。次に、デモグラフィック特性が法体系に関する公正世界の信奉の各因子に対する影響について、まず「過寛容による不公正感」と「対応的な応報」に対する有意な性差が見られ、いずれも男性の認知得点が女性より高かった。次、我々は回答者の仕事の内容(心理関連または法律関連)の割合に対し、50%以上(高割合群)と 50%以下(低割合群)の両群を分け、各因子に対する t 検定を行ったところ、法律関連の仕事に対し、「過寛容による不公正感」と「対応的な応報」に対する有意な差が見られ、いずれも高割合群の認知得点が高かった。一方、心理関連の仕事に対し、その結果が逆であり、「過寛容による不公正感」と「対応的な応報」に対する有意な差が見られたが、いずれも低割合群の認知得点が高かった。(for all ts, $p < .05$).

敵意認知 同じ方法でカテゴリーを見直し、敵意

認知について、「敵意的な推理」「自己中心的な敵意」「反応的敵意」「懐疑的な推理」を新たな 4 次元とした。AMOS による確証的因子分析によって、これらの次元の適合度がほぼ満足すべき水準であることが確認された。また、同じ方法で、デモグラフィック特性に関する t 検定を行ったところ、「敵意的な推理」に対する性差のみが有意であり、男性が女性より認知得点が高かった。

共感 同じ方法でカテゴリーを見直し、共感について、「ポジティブな共感」「思いやり」「ネガティブな共感」を新たな 3 次元とした。AMOS による確証的因子分析によって、これらの次元の適合度がほぼ満足すべき水準であることが確認された。また、同じ方法で、デモグラフィック特性に関する t 検定を行ったところ、「思いやり」に対し、仕事の内容による有意な差異が見られ、いずれも高割合群が低群より認知得点が高かった。

裁判に対する態度 同じ方法でカテゴリーを見直し、精神鑑定に対する態度について、「精神鑑定による減刑への受容」「無関心」「世論優位への支持」「精神鑑定優位への支持」を新たな 4 次元とした。AMOS による確証的因子分析によって、これらの次元の適合度がほぼ満足すべき水準であることが確認された。デモグラフィック特性に関する t 検定を行ったところ、「世論優位」に対する優位な性差が見られ、女性が男性より世論優位を重視した。また、仕事の内容による優位な差異が見られ、「精神鑑定による減刑への支持」「世論優位への支持」「精神鑑定優位への支持」について法律専門の高割合群が低群より認知得点が低かった。一方、「世論優位への支持」「精神鑑定優位への支持」では、心理専門の高割合群の得点が高かった。

考察 本研究では、心理と法律の専門家らは精神鑑定が裁判に及ぼす影響に対し、違う考えを持っていることが明らかになった。法律専門家は精神鑑定による法体系の寛容措置や世論、精神鑑定優位などによって裁判の独立性が損なわれると考えられるため、強く反対しているようである。一方、心理学専門家は精神鑑定や世論優位を支持していることが見られた。

1

東日本大震災が台湾に及ぼす影響について

台湾国立中正大学
犯罪抑制学科准教授
戴伸峰

台湾の主な自然災害について

- 地震
- 1999年9月21日、台湾中部南投県を震源地としたM7.3の大地震が近年最も被害が大きかった地震である。
- 台風
- 平均では、年に3.48個の台風が上陸し、主な被害は暴雨による土石流や川の氾濫などである。2009年台風11号が台湾東部から上陸し、死者681名の大きな被害をもたらした。

東日本大震災に対する台湾人の反応東日本大震災が台湾人に対する啓発

- 震災直後の帰宅問題
- 震災直後の治安維持
- 震災直後の社会秩序
- 原子力発電問題
- 震災報道に関するマスメディアへの対応

震災直後の帰宅問題

- 震災直後の帰宅困難者
- 台湾の921地震の発生時間は午前1時47分、その後、中秋の連休があり、都会型の帰宅困難にはならなかったが、日本の経験を学んで生かしたい。

震災直後の治安維持

- 台湾では地震直後、李前大統領の命令で、軍隊（憲兵）を動員し、被災地の治安維持を担った。
- しかし、軍隊の任務が終わったら、被災地の治安の悪化傾向が見られた。特に、農村地域の空き巣問題が顕著である。

2

震災直後の社会秩序

- 台湾では日本と同様、震災直後、大規模な混乱（略奪、支援物資に関する社会問題など）が見られなかった。
- 台湾の支援物資の管理や被災者への支給は主に宗教団体（仏教、キリスト教）が担った。

原子力発電問題

- 台湾では原子力発電所3箇所があり、すべて30年以上の稼働歴である。
- 福島第一原発問題の影響で、台湾は原発反対運動が広がり、建設中の第4原発の運営停止に至った。
- 2015年台湾地方選挙で与党大敗の最も重要な遠因と考えられる。

震災報道に対する台湾のマスメディアに対する批判

- 日本の震災報道（NHK）
- 台湾の災害や事件報道：過言する報道、捏造、恐怖心を引き起こす
- マスメディアのあり方に関する検討

事実だけの報道

リポーターの感想を含む報道

- 東日本大震災は日本にとっては未曾有の自然災害であるが、台湾にとっては、地震、津波、原発問題などの複数災害の鏡と考えられる。日本の経験をどこまで生かされるのは、台湾の最も重要な課題と考えられる。

附件三 照片



圖一 職於會場前留影



圖二 職於發表時操作電腦



圖三 職於論文發表時



圖四 職於論文發表時



圖五 職於論文發表時與學者



圖五 職與日本學者進行意見交流